

令和元年 12月定例会



12月（第4回）定例会のあらまし

第4回定例会は、12月3日から19日までの17日間の会期で開かれました。

今定例会では報告2件のほか、人事案件、条例の改正、補正予算などの全31議案が提出され、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

また、議員から特別委員会の設置に関する決議1件が提出され、原案のとおり可決されました。

一般質問には9名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

市長が提出した議案等

諮問人事

人権擁護委員候補者の推薦

西谷 正明（井上）

令和2年3月31日で任期満了となる西谷氏の再推薦を、適任であると答申しました。

条例

制定

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

地方公務員法において、一般職の職員、又は競争試験や選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、引用する条文や、号ずれの整理を行う条例を制定しました。

第4回定例会の経過

12月3日（火）〔議会運営委員会〕

〔本会議〕 開会、会期の決定、

諸般の報告、議案の上程、

提案理由の説明

5日（木）〔本会議〕 一般質問（4議員）

〔議会運営委員会〕

6日（金）〔本会議〕 一般質問（4議員）

9日（月）〔本会議〕 一般質問（1議員）

10日（火）〔本会議〕 議案質疑、委員会付託

（特別委員会設置）

〔予算特別委員会〕

11日（水）〔総務委員会〕 付託案件の審査

12日（木）〔教育厚生委員会〕付託案件の審査

13日（金）〔経済建設委員会〕付託案件の審査

16日（月）〔予算特別委員会〕付託案件の審査

19日（木）〔議会運営委員会〕

〔本会議〕 委員長報告、質疑、

討論、採決、追加議案

〔庁舎建設等調査特別委員会〕

〔本会議〕 閉会中の所管事務調査、

議員の派遣、閉会

行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

地方公務員法上、一般職非常勤職員の任用等に関する制度が明確でないことから、「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その勤務条件等を明確化しました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備しました。

行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定

高度な専門的知識を有する者や、職員の増員が必要な場合などに一定期間のみ採用する「一般職の任期付職員」の給与の特例に関する条例を制定しました。

行方市下水道事業の設置等に関する条例の制定

経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、地方公営企業法を適用する条例を制定しました。

行方市下水道事業基金条例の制定

地方公営企業法の適用に伴い、下水道事業関連の4特別会計が廃止されるため、関連する基金条例を廃止し、新たな基金条例を制定しました。



一部改正

行方市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給与水準の改定を行う等、所要の改正を行いました。

※民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げました。

行方市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例及び
行方市教育委員会教育長の給与、
勤務時間その他の勤務条件及び職
務に専念する義務の特例に関する
条例の一部を改正する条例

令和元年人事院勧告及び茨城県
人事委員会勧告に伴う一般職の職
員の給与改定に準じ、市長、副市
長及び教育長の期末手当の支給割
合を改定するため、所要の改正を
行いました。

スマホで読める！議会だより デジタルブック配信しています

※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
- 10言語で読めます。
- 音声読み上げもできます。
- 文字サイズを調整できます。

※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。

音声読み上げには無料アプリ（カタポケ）のインストールが必要です。

無料アプリ
「カタポケ」
このアイコン
が目印 →



国民健康保険税の変更点

○所得割額

	改正前	改正後
医療保険分	100分の6.5	100分の6.7
後期高齢者支援分	100分の1.9	100分の2.1
介護保険分	100分の1.8	100分の1.9

○被保険者均等割額、世帯平等割額についての変更はありません。

健全な運営を確保し、安定的に維持していくため、令和2年度からの税率の改定を行いました。

行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

住民基本台帳、印鑑、税及びその他の区分における、写し、証明書等の交付、登録、閲覧に係る手数料について、受益者負担の適正化等の観点から、200円のものそれぞれ300円に改正しました。

行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例

※家庭的保育事業とは、家庭的保育者の自宅や安全に配慮された保育室などで行われる、満3歳未満の子どもを対象にした小規模の保育のことです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が施行されたことに伴い、所要の改正を行いました。

行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例



放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、支援員の資格要件について所要の改正を行いました。

行方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

（表紙例）

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名	印

（内容例）

〇〇〇に関する請願 （陳情）	
1. 要旨	
2. 理由	
令和 年 月 日	
請願（陳情）者の住所	
氏名	印
行方市議会議長	殿

行方市債権管理条例の一部を改正する条例

民法の一部を改正する法律により、法定利率が引き下げられること等に伴い、所要の改正を行いました。

※私法上の原因に基づき発生する市の債権について、遅延損害金の利率を年5%から改正民法の法定利率（施行時3%）に改めました。

行方市介護保険条例の一部を改正する条例

徴収業務一元化推進のため、延滞金における市税と介護保険料の相違を是正しました。

※延滞金利率の軽減期間を「3月」から「1月」に変更しました。

行方市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

徴収業務一元化推進のため、延滞金における市税と後期高齢者医療保険料の相違を是正しました。

※延滞金利率の軽減期間を「3月」から「1月」に変更しました。

水道料金の変更点

○基本料金

改正前

種別	基本料金（1か月につき）		
	用途	水量	料金
専用	一般用	使用水量 10m ³ まで	2,200円
	団体用		2,200円
	営業用		2,200円
	工場用	契約水量 1m ³ につき	32円/日

改正後

料金
2,640円
2,640円
2,640円
38円/日

行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例
水道事業の経営健全化を図るため、令和2年6月使用分から、給水料金及び加入金の改定を行いました。

○従量料金

改正前

種別	用途	基本水量を超える水量 1m ³ につき	1m ³ につき
専用	一般用	220円	—
	団体用	220円	—
	営業用	220円	—
	工場用	—	37円

改正後

基本水量を超える水量 1m ³ につき	1m ³ につき
264円	—
264円	—
264円	—
—	44円

※ 料金は税込みの価格です。

※ その他、加入金、メーター使用料など、詳しい変更については水道課までお問い合わせください。

本会議の内容を知りたい

本会議の内容は、なめがたエリアテレビやインターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。

会議録は、インターネットにて全文を確認できます。

また、発言者や発言内容でも検索することが出来ますので会議録をご覧ください。

会議録は、市議会ホームページで「会議録」を選択してください。



討論が行われた議案

※採決の賛否結果は7ページに記載

財産の処分について

○処分する財産（土地）

- ・ 行方市芹沢字二本松1071番2
- ・ 行方市芹沢字一本松1083番2
- ・ 行方市芹沢字中山1711番14
- ・ 行方市芹沢字七郎久保1712番2
(旧現原小学校跡地)

○契約金額 4,972万円

○契約の相手方

トノハテクノ株式会社
代表取締役社長 殿畑 典弘

討論

■反対討論

解体費用と売却の費用対効果が釣り合っていない。

■賛成討論

解体と売却は別の問題であり、分けて考えるべきである。

※討論終了後、採決を行い、賛成多数で原案を可決

鹿行広域事務組合について

鹿行広域事務組合規約の変更について

鹿行広域事務組合で共同処理する事務のうち、「広域一般廃棄物処理施設の建設に関すること」を除くため、組合規約の一部を改正することについて可決しました。

討論

■反対討論

ごみ処理施設は必要であり、行方市単独での対応は難しい。国の補助について考えても、今やらなければならない問題である。

■賛成討論

協議は実質休止している状態である。規約を除き、一度ゼロベースに戻して、再構築すべき話である。

※討論終了後、全会一致で原案を可決

鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

鹿行広域事務組合で共同処理する事務のうち、「広域一般廃棄物処理施設の建設に関すること」を除くことに伴って、積立基金を構成団体である3市に配分することについて可決しました。

討論

■反対討論

配分額は、実質1万6千円程と少額である。次の枠組みのために残すべきではないか。

■賛成討論

少額でも市民の財産であるため、配分すべきである。

※討論終了後、採決を行い、賛成多数で原案を可決



※地方自治法第286条第1項の規定により、鹿行広域事務組合規約を変更することについて、関係市と協議するためには、同法第290条の規定により、議会の議決が必要となります。

訴えの提起について

市が所有する土地に設定されている
抵当権及び質権について、抹消登記手
続きを求めるもの。

○土地：行方市芹沢字一本松1083番2

議員が提出した議案等

行方市議会庁舎建設等調査特別委員会
の設置に関する決議について

行政機能の中核を担う市庁舎をはじ
めとする公共施設等の建設、整備及び
市有財産の利活用に関し、議会の立場
から多様な視点に立って必要な事項の
調査・検討及び提言を行うことを目的
とした、行方市議会庁舎建設等調査特
別委員会の設置を提案し、可決されま
した。

委員長 高柳 孫市郎
副委員長 鈴木 義浩



議案賛否一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた 議案と賛否結果	1 中城 かおり	2 伊勢山 仙寿	3 高野 市郎	4 阿部孝 太郎	5 藤崎仙 一郎	6 小野瀬 忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 宮内 守	12 高橋 正信	13 小林 久	14 高木 正	15 大原 功坪	16 鈴木 義浩	17 高柳孫 市郎	18 岡田 晴雄
議案 第57号 鹿行広域事務 組合の共同処 理する事務の変 更に伴う財産処 分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	■
議案 第75号 財産の処分につ いて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	■

※議長は通常、表決に加わりません。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です。(棄権は退席を含みます。)

令和元年第4回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
諮問 第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任であると答申	—
議案 第56号	鹿行広域事務組合規約の変更について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第57号	鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	原案可決(賛成多数)	総務委員会
議案 第58号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第59号	行方市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第60号	行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第61号	行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第62号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第63号	行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第64号	行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第65号	行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第66号	行方市債権管理条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第67号	行方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	教育厚生委員会
議案 第68号	行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	教育厚生委員会
議案 第69号	行方市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	教育厚生委員会
議案 第70号	行方市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	教育厚生委員会
議案 第71号	行方市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決(全会一致)	経済建設委員会
議案 第72号	行方市下水道事業基金条例の制定について	原案可決(全会一致)	経済建設委員会
議案 第73号	行方市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決(全会一致)	経済建設委員会
議案 第74号	訴えの提起について	原案可決(全会一致)	総務委員会
議案 第75号	財産の処分について	原案可決(賛成多数)	総務委員会

補正された予算（令和元年度）

議案番号	補正額(総額)	主な内容	議決結果
報告 第18号 一般会計(第4号)	2,921万4千円 増額 (167億3,359万7千円)	○専決処分の承認を求めることについて ・水産振興事業(修繕料)/260万7千円 ・道路河川災害復旧事業/789万1千円 ・公園施設災害復旧事業/238万6千円 ・学校教育施設災害復旧事業/512万6千円 ・社会教育施設災害復旧事業/111万8千円 ・観光施設災害復旧事業/932万9千円 など	原案承認 (全会一致)
報告 第19号 一般会計(第5号)	771万3千円 増額 (167億4,131万円)	○専決処分の承認を求めることについて ・住宅管理事業(修繕料)/96万円 ・道路河川災害復旧事業/377万6千円 ・学校教育施設災害復旧事業/225万3千円など	原案承認 (全会一致)
議案 第76号 一般会計(第6号)	8億1,837万円 増額 (175億5,968万円)	・財政調整基金積立金/1億213万円 ・地域医療介護総合確保基金事業補助金/3,120万円 ・子ども・子育て支援事業/422万6千円 ・生活保護総務費/1,883万2千円 ・被災者生活再建支援金/74万9千円 ・浄化槽設置推進事業/255万4千円 ・清掃及び廃棄物処理事業/1億9,039万円 ・園芸農業振興事業/3億6,776万6千円 ・豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金/2,690万円 ・道の駅管理事業/834万6千円 ・学校施設管理費(修繕料)/505万5千円 ・道路河川災害復旧事業/9,585万9千円 など	原案可決 (全会一致)
議案 第77号 国民健康保険 特別会計(第1号)	354万6千円 減額 (48億8,045万4千円)	・職員給与費/△354万6千円	原案可決 (全会一致)
議案 第78号 介護保険 特別会計(第2号)	4,238万8千円 増額 (38億6,973万2千円)	・職員給与費/821万7千円 ・国庫支出金等償還金/1,526万2千円 ・一般会計繰出金/1,890万9千円	原案可決 (全会一致)
議案 第79号 農業集落排水事業 特別会計(第2号)	50万7千円 減額 (2億9,489万3千円)	・職員給与費/△50万7千円	原案可決 (全会一致)
議案 第80号 特定環境保全公共下水道 事業特別会計(第3号)	19万7千円 減額 (6億8,599万1千円)	・職員給与費/△19万7千円	原案可決 (全会一致)
議案 第81号 流域関連公共下水道事業 特別会計(第3号)	33万9千円 減額 (3億5,156万7千円)	・職員給与費/△33万9千円	原案可決 (全会一致)
議案 第82号 戸別浄化槽整備事業 特別会計(第2号)	255万4千円 増額 (1億5,091万4千円)	・職員給与費/255万4千円	原案可決 (全会一致)
議案 第83号 水道事業会計(第1号)	増減なし	・原水及び浄水費/299万8千円 ・総係費/△299万8千円	原案可決 (全会一致)

※ 補正予算は全て予算特別委員会に付託されました。

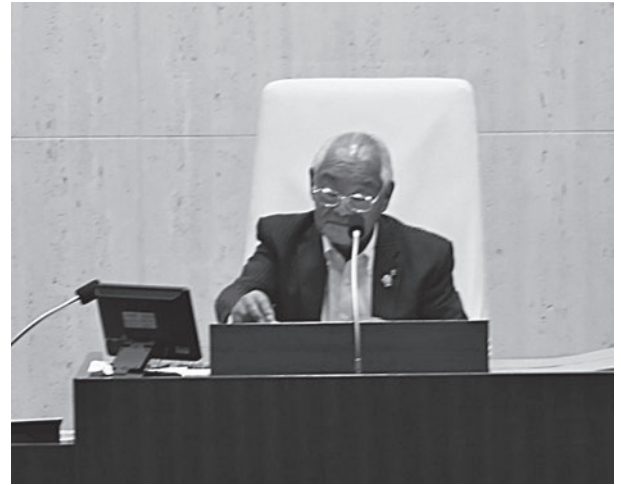
《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果
発議 第8号	行方市議会庁舎建設等調査特別委員会の設置に関する決議について	原案可決(全会一致)

決算審査について

平成30年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算は、9月（令和元年第3回）定例会において予算決算特別委員会に付託され、9月18日、19日、20日の3日間で審査されました。

審査の結果については、9月定例会にて9会計すべて認定されました。決算審査は、市政全般にわたって、多くの質疑がありました。その中から、抜粋してお知らせいたします。



一般会計

新公共交通システム事業

問 今後の展望について。また、地方推進交付金の縛りはあるのか

答 現在、路線の変更等をしながら、持続可能な形で公共交通の足を確保するため、事業を進めている。地方推進交付金としての縛りは、実際に終了した時点でありません。

問 交通不便地域であるため試行錯誤してやっているのはわかるが、検証結果など、全体を見渡した中での正しい評価が必要ではないか

答 大変厳しい状況にあるのは当然ながら認識している。一方で、交通不便地域の解消はしなくてはならない。現状を踏まえながら、より良い方向を検討していく。

ふるさと応援寄付金募集事業

問 3割以上の返礼品を返すような状況もあったのか

答 平成30年度の返礼割合は、平均で4割ほどで、3割を超えていた返礼品がほとんどであった。平成31年度からは6月に制度改正もあり、すべての返礼品で3割以内になっている。

問 実質的に、どのぐらいの収入があったのか

答 返礼品、その他の経費等を差し引いて残った金額は6,900万円強の金額となっている。

問 事務局の委託料はどういった内容か

答 ふるさと納税に関わる事務経費、返礼品の情報発信業務、返礼品の開拓に関わる部分等を業者に委託している。

防災対応型エリア放送 管理事業

問 1年間にランニングコストはどれぐらいかかるのか

答 エリア放送を安定的に放送するための伝送路、放送設備の維持管理に例年700万円ほど。

放送コンテンツは、合わせて3,800万円ほどの費用がかかっている。

公用車リース料

問 昨年度より大幅に増額しているが、どのような状況か

答 22台を財政課管理の公用車としてリースを受けている。昨年度より増えている部分は、新たに4台の公用車をリース登録したためである。

茨城新聞データベース 使用料

問 使用権限の範囲について、どのように利用されているのか

答 総務課行政グループにおいて使用している。

茨城新聞の過去の記事を検索し、紙面の画像データを印刷できるもので、訴訟の際の証拠や市の重大案件の社会的反響の調査、国・県・他市町村の動向などの情報収集に使用されている。

結婚対策事業

問 結婚生活支援事業補助金について

答 30万円を上限に新設した補助金であり、平成30年度は2世帯に交付されている。

定住化促進事業

問 定住化促進事業の実績は

答 定住化促進補助金の交付について、昨年度で27件の交付を行っており、人数にすると96名である。その他に、固定資産税の補助金の交付が15件である。

職員給与費

問 勤勉手当について、職員は全て、100%支給されているのか

答 人事評価が導入されており、全員が同じ金額ではない。普通の評価が90%、評価の高い職員が約5%、低い職員が約5%というのが、ここ数年の実績である。若い職員が相対的に評価が高くなりやすいため、上位5%は若い職員が多い。

産業立地推進事業

問 企業誘致活動費補助金の状況について

答 行方市企業誘致促進協議会への補助を行い、企業誘致のセミナーや誘致活動などを行っている。企業訪問等については、来訪も含め64社と面談を行った。

また、笠間市との共同で、400社ほどにアンケート調査も行っている。

市税

問 不納欠損額について

答 不納欠損にする理由は、差し押さえに至るまでの財産の確認、家宅捜索を行い、その上で本当に財産がない場合は、不納欠損の手続きを行っている。

ここ数年は、不納欠損額が少なくなっている状況である。

問 特別土地保有税について、滞納繰越分が当初予算より大幅に増額になっている理由は

答 未納になっていた土地保有税について、土地を保有する会社と何度か折衝し、無事納めていただくという経過がある。

当初は、毎年少しずつ納めていただいております。予算的に見えない部分もあったため、1,000円という予算立てになっていた。

鹿行DMO プロジェクト負担金

問 オリンピックを目前にして、費用対効果を生む具体的な事業計画が立てられているのか

答 まだ具体的なインバウンド客の誘致活動はスタートしていないが、農業体験商品などの企画を検討している。また、外国人向けのお土産品や、鹿行地域への集客活動に力を入れていく。

有機肥料供給センター 整備改修事業

問 工事の内容と期間について

答 平成29年度から令和2年度までの4年間をかけて整備改修工事を行っている。

平成30年度の工事の内容については、調整槽のポンプの取り換え、温水高圧洗浄機の取り換え、貯留槽攪拌機の納入等である。

有価証券

問 茨城県中央食肉公社に出資をしているわけだが、経営状況などは把握しているのか

答 今後、経営状況等について、市の方でもチェックしながら会議に臨み、スムーズな公社運営をお願いしていく。

新原地区環境 対策補助金

問 どういった契約内容になっているのか

答 環境美化センターがなくなるまでの補助金である。

清掃及び廃棄物処理 事業

問 消耗品費で1,617万円程出ているが、内容は

答 行方市指定のごみ袋の予算であり、商工会から注文があった場合に、市の方から業者へ依頼している金額である。

問 消耗品費は勘定項目で出した方がよいのではないかと

答 次年度からは、もう少しわかりやすい記載をして対応する。

商工振興事業 補助金

問 この補助金の内容に人件費はそぐわないが、人件費は計上されていないか

答 各補助金としては人件費は含まれていない状況である。

合併振興基金

問 この基金は今後も、ふれあいまつりのみに使用していくのか

答 現在のところは、ふれあいまつりの財源として繰り入れを行っているが、行方市合併振興基金条例の設置の目的は、行方市民の連帯の強化または地域振興等に資するため、となっている。

今後、どのような事業ができるのかも含めて、検討をしたい。